

追加開催

～平成29年10月1日から改正育児・介護休業法が施行されます～
「働きやすい職場づくり推進セミナー」のお知らせ

保育園などに入所できず、退職を余儀なくされる事態を防ぐため、育児・介護休業法が
変わります。さらに、育児をしながら働く労働者が育児休業などを取得しやすい職場づくり
に向けて表記セミナーでは、詳細の資料に沿って説明を行います。

日時 平成29年6月27日(火) 9:45～11:45 (追加開催)
13:30～15:30 (定員達成のため〆切)

場所 千葉県自治会館 9階 大会議室
千葉市中央区中央4-17-8

最寄駅: 京成千葉中央駅徒歩5分 or JR千葉駅徒歩15分 or JR本千葉駅徒歩10分

※駐車場はございませんので、公共交通機関を御利用ください。

対象 人事労務担当者 約200名 (先着順 / 定員達成後、〆切り)

【説明内容】

- 改正法の概要
- 改正法に対応した就業規則の作成
- ハラスメント対策
- 無期転換ルール
- 両立支援等助成金 等



【案内図】



「働きやすい職場づくり推進セミナー参加申込書」(午前の部) お申込みは FAX で!

FAX 番号はお間違えのないよう願います ⇒ FAX: 043-221-2308へ

会社名	役職	出席者氏名	連絡先 (TEL)

【申し込み・問い合わせ先】 千葉労働局雇用環境・均等室 TEL: 043-221-2307

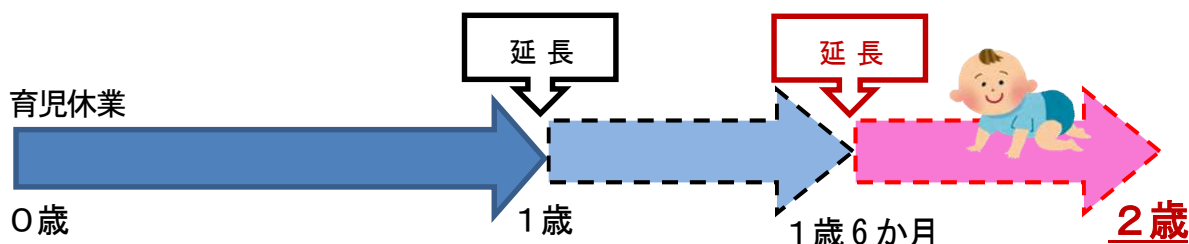
平成29年10月1日から 保育園などに入れない場合に限って..

子が2歳までの育児休業が取れる！ようになります

内容 1

最長で 子どもが2歳まで 育児休業の再度の延長が可能に！

ただし、保育園等に入れない場合のみ



* 1歳6か月以後も、保育園等に入れられない等の場合

⇒会社に申し出る ⇒ 最長 子どもが2歳まで 再度の延長が可能

* 育児休業給付金の給付期間も 子どもが2歳まで (詳細はハローワークへ)

内容 2

事業主の努力義務に！

：子どもが生まれる予定の労働者に、育児休業などの制度を知らせる

* 従業員やその配偶者の妊娠・出産を知った場合、個別に育児休業などの制度等を知らせる

内容 3

事業主の努力義務に！

：「育児目的休暇制度」の導入

* 育児目的休暇制度例

⇒ “配偶者出産休暇” “ファミリーフレンドリー休暇” “子の行事参加のための休暇” など



※ 各制度の詳細な内容は、**厚生労働省ホームページ** でご確認ください。

厚生労働省ホームページ



検索

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000130583.html>

※ 「育児休業給付金」については、お近くのハローワークまで、お問い合わせください。

※ 規定の整備に係る御相談は、いつでもお受けしています。

どうぞ、下記までお問い合わせください。

【問い合わせ先】 千葉労働局 雇用環境・均等室 Tel : 043-221-2307